新

#### 当座勘定規定

# 第7条 (手形、小切手の支払)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項(1) の支払にあたっては、 手形または 小切手の振出しの事実の有無等を確認するこ と (その旨について書面の交付を求めること を含みます) があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

# 第8条 (手形、小切手用紙)

(1)~(3) (略)

- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手 のうちに、本人が振出したものではないもの や改ざんが疑われるものがあった場合には、 直ちに当金庫宛てに連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の 用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合 は返却を求めることができないものとします
- (7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。

## 第16条 (印鑑照合等)

- (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された 印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出 の印鑑 (または署名鑑)と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて取扱いました うえは、その手形、小切手、諸届け書類につ き、偽造、変造その他の事故があっても、そ のために生じた損害については、当金庫は責 任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的 記録により当金庫に画像として送信されるも のを含みます) を、相当の注意をもって前8の 交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3)この規定に違反したために生じた損害についても、前項(1)と同様とします。

当座勘定規定

第7条 (手形、小切手の支払)

(1) (同左)

(新設)

(3) (同左)

第8条 (手形、小切手用紙)

(1)~(3) (略)

(新設)

(4) (同左)

(新設)

(新設)

### 第16条 (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印 影または署名 (追加) を、届出の印鑑(または 署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違な いものと認めて取り扱いましたうえは、その 手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変 造その他の事故があっても、そのために生じ た損害については、当金庫は責任を負いませ ん。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(追加)</u>を、相当の注意をもって前 8 の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

#### (3) (同左)

新	旧
(削除)	第29条(個人信用情報センターへの登録)
	個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一でも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。
	(1)差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
	(2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
	(3)手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

以上